

(4) プロポーザル広告文 (別記参考様式第4号)

R08年告示000275号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年8月17日

今治市長 徳永 繁樹

1 事業概要

(1) 事業名

今治市内レンタサイクル施設への太陽光発電設備等導入事業

(2) 事業場所

導入予定施設(1)

施設名 今治駅前レンタサイクル (i.i.imabari! Cycle Station)

所在地 愛媛県今治市北宝来町二丁目甲773番地8

延床面積 約 591.03m²

導入予定施設(2)

施設名 今治糸山レンタサイクル (サンライズ糸山)

所在地 愛媛県今治市砂場町二丁目8番1号

延床面積 約 485.52m²

(3) 事業の目的

本事業は、本市が掲げている2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロの状態にする「カーボンニュートラル」の実現を図るため、今治市内レンタサイクル施設に太陽光発電設備及び蓄電池設備の整備を行うものであり、国際的にも知名度の高いしまなみ海道ブルーラインを走行する貸自転車(E-バイク)を「再生可能エネルギー100%電力」で走行させることにより、本市の脱炭素に関する取組を国内外に広く情報発信することを目的としている。

(4) 事業内容

オンサイトPPA方式による今治市内レンタサイクル施設への太陽光発電設備等導入事業

詳細は別紙「今治市内レンタサイクル施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(5) 事業期間

協定締結から運転期間終了日まで(運転期間:原則20年間)

(6) 事業場所の貸付

ア 事業場所は、一般財団法人しまなみジャパン(以下「しまなみジャパン」という。)に貸付しているが、市はしまなみジャパンから本事業の実施に關

する同意を得ている。

イ 事業場所の貸付は、今治市公有財産事務取扱規則に基づき行うものとする。
協定を締結した候補事業者は、現地調査着手までに別紙6 普通財産貸付申込書（以下「貸付申込書」という。）を提出すること。事業場所の使用貸借契約は、別紙7 建物使用貸借契約書（案）によるものとする（無償貸付）。

ウ 貸付期間は、貸付日から運転期間終了日までとする。

（7）固定資産税の申告

ア 地方税法（昭和25年法律第226条）第383条の規定に基づき、償却資産として市に申告すること。

（8）太陽光発電設備及び蓄電池の仕様

ア 本事業で導入する太陽光発電設備と蓄電池は、各施設で貸出するE-バイク及び電動アシスト付自転車のバッテリー（全台数分）を再エネ電力で100%充電できる機器構成とすること。

イ 太陽光発電設備を構成するパワーコンディショナ（PCS）は、導入予定施設の低圧系統（単相3線式）に連系可能な仕様とし、下表のPCS出力相当で応募する者（以下「応募者」という。）が提案する出力とする。なお、PCSに対する太陽光パネルの過積載は可とする。

施設名	PCS出力（AC出力）
今治駅前レンタサイクル	20kW
今治糸山レンタサイクル	25kW

ウ 蓄電池は、産業用蓄電池（単相連系仕様）とし、下表の蓄電容量相当で応募者が提案する蓄電容量とする。

また、蓄電池は、貸出するE-バイク等のバッテリーを再エネ由来の電気で充電し、各施設で最大限自家消費できるように計画すること。

施設名	蓄電池容量
今治駅前レンタサイクル	20kWh
今治糸山レンタサイクル	20kWh

エ 当該事業で導入した太陽光発電設備で発電する再エネ電気の50%以上を各施設で自家消費すること。

オ 発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力が生じ、脱炭素先行地域内で消費できず、域外に売電する場合は、売電により得られた収入を本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

カ 発電した電力の全てを事業対象施設内で消費する場合は、電力事業者系統への逆流及び単独運転を防止する措置（逆電力継電器の設置、単独運転検出装置等の設置）を講じること。

（9）地域貢献・情報発信に関する取組

ア 事業者は、大規模災害等で商用電源が停止した際に、市及び施設管理者、一時避難者が利用できる非常用コンセント等を各施設に設けるものとする。

2 見積限度額

(1) 導入費用

50,300,000円（消費税等相当額を含む）程度とする。

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金額30,496,000円以下とする。）

(2) 提案単価（PPA単価）

施設ごとの提案単価（PPA単価）を提案すること。なお、提案単価が、下表に示す基準単価を超過している場合は失格とする。

施設名	基準単価
今治駅前レンタサイクル	32.18円/kWh
今治糸山レンタサイクル	32.33円/kWh

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 実施条件

- (1) 本事業は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を整備費用の一部に活用するものである。本実施要領のほか、交付金の実施要領等に沿った内容とすること。また、その他の補助制度の活用等を妨げるものではないが、国予算による補助制度の併用は行えないことに留意すること。
- (2) 本事業で提案するPPA単価については、交付金額相当分（対象事業費の3分の2以内（税抜））を当該PPA単価から控除すること。
- (3) 本事業の実施に必要な中国電力ネットワーク株式会社の系統連系工事費用（概算工事費及び工事費負担金）は、事業者負担とする。
- (4) 本市と事業者との本事業に係る契約は、交付金の交付決定後に締結する。
- (5) 事業者は、可能な限り市内業者を活用するなど、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成されたコンソーシアムとする。

ア コンソーシアムは、応募時に構成する法人の中から代表事業者を定め、その代表事業者が申込み及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

イ コンソーシアムの構成員は、単独で応募することができない。また、他の

応募しているコンソーシアムの構成員となることもできない。

ウ 応募申込受付期間終了後、コンソーシアムの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

(2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

(3) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(4) 本事業と類似の履行実績を有すること。

- ・ オンサイト PPA 事業の実績

- ・ 企業、地方公共団体等の所有施設または土地等における、太陽光発電設備等の設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）で、屋上又は屋根置き20kW以上とする。

(5) 本事業を実施する体制の中に、提案する太陽光発電設備及び蓄電池の規模・工事内容に応じて以下の資格等を有する者を配置すること。なお、有資格者は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わないものとする。

- ・ 1級建築士

- ・ 建築設備士又は最大出力20kW以上の太陽光発電設備を設計した実績を有する者

- ・ 1種電気工事士

- ・ 1級又は2級電気工事監理技術者

- ・ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

(6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 市税等を滞納している者

カ 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

キ 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間中にある者

6 担当部署

今治市役所
 市民環境部 市民環境政策局 環境政策課 地域エネルギー政策推進係
 〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1 今治市本庁舎第2別館8階
 TEL : 0898-36-1535
 FAX : 0898-24-7530
 E-mail : kankyou@imabari-city.jp

7 評価項目及び評価基準
 別紙のとおり

8 提出書類
 (参加表明書他)

書類 番号	書 類 名 称	作成・提出上の注意
※	チェックリスト	・チェックリストを提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないことを確認のうえ提出すること。
1	参加表明書 (様式1-1)	・印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時点で市の競争入札参加者資格を有している者は、市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	コンソーシアム参加事業者表 (様式1-2)	・全ての参加事業者を記入すること。 ・コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、それ以外の事業者を「構成事業者」と定義する。
3	コンソーシアム構成事業者調書 (様式1-3)	・コンソーシアムを構成する全ての「構成事業者」について提出すること。 ・印鑑は実印を押印すること。(書類番号1の提出上の注意欄を参照)
4	コンソーシアム協定書(写) (様式2:例示)	・代表事業者及び必要事項を定めたコンソーシアム協定書を締結し、その写しを提出すること。 ※コンソーシアムの実態に合う内容としてください。
5	誓約書 (様式3)	・全ての参加事業者が作成すること。 ・該当する項目の□に✓を入れること。 ・印鑑は実印を押印すること。(書類番号1の提出上の注意欄を参照)

6	会社概要 (様式4)	・全ての参加事業者について作成すること。 ・事業者情報、事業内容、類似事業履行実績、ISO認証取得状況、専門分野の職員の状況、経営状況等について記入すること。
7	印鑑証明書（原本）	・全ての参加事業者が提出すること。 ・参加表明書に押印した実印の証明書を添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの）
8	法人登記簿謄本（写）	・全ての参加事業者が提出すること。 ・法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）
9	財務諸表（写）	・全ての参加事業者が提出すること。 ・直前2年分の財務諸表の写しを提出すること。（損益計算書の写し及び貸借対照表の写し）
10	完納証明書（原本）又は 納税証明書（原本）	・全ての参加事業者が提出すること。 ・次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．今治市で課税がある場合（今治市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 市（納税課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ・市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。
11	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写）（未納の税額がないことの証明：その3の3）	・全ての参加事業者が提出すること。 ・申告している税務署が発行する納税証明書 * 免税事業者・新規事業者に関わらず添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの）
12	建設業許可証（写） 類似業務の履行実績を証明する契約書（写）	・建設業許可を有する参加事業者は、許可証明書の写しを添付すること。 ・本事業の類似業務の履行実績を証明する契約書等の写しを添付すること。（必要部分のみの抜粋）
13	暴力団などに該当しないことの 誓約書及び同意書 (様式5)	・全ての参加事業者が提出すること。 ・印鑑は実印を押印すること。（書類番号1の提出上の注意欄を参照）
14	役員等氏名一覧表 (様式6)	・全ての参加事業者が提出すること。

15	現地見学日程調整票 (様式7)	・現地見学を希望する場合に提出すること。
----	-----------------	----------------------

(質問書・提案辞退届)

書類 番号	書 類 名 称	作成・提出上の注意
1	質問書 (様式8)	・本事業に関する質問事項がある場合に提出すること。
2	提案辞退届 (様式9)	・参加表明書提出後、提案を辞退する場合に提出すること。

(企画提案書) ※別添仕様書に沿った提案内容を記載すること。

書類 番号	書 類 名 称	作成・提出上の注意
※	チェックリスト	・チェックリストを提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないことを確認のうえ提出すること。
1	企画提案書 表紙 (様式10-1)	・コンソーシアムの場合は、代表事業者が提出すること。
2	目次 (様式10-2)	
3	1_計画概要 (様式11)	・事業全体の計画概要について記載すること。 (書類番号4～18の内容と整合させること。)
4	(1) 発電システムの概要	
	・システムの特徴と機器選定理由 (様式12-1)	・システムの特徴と機器選定理由を簡潔に記載すること。 ・機器の仕様については、予定の内容で可とする。 ・専門用語の使用は、可能な限り控えること。
5	・システム構成図 (様式12-2)	・システム全体の機器構成図を記載すること。 ・機器の仕様は、予定の内容で可とする。
6	・配置計画図 (様式12-3)	・太陽光パネル、PCS、蓄電池設備の位置について記載すること。
7	(2) 周辺環境及び景観等への配慮 (様式13)	・周辺環境や景観等に配慮した内容を記載すること。

8	(3) 設置事業費	
	・設計費等 (様式14-1)	・設計費、工事監理費等、必要な業務について記載すること。
9	・工事費 (様式14-2)	・太陽光発電設備工事及び付帯工事について記載すること。 ・工事費は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の実施要領(別表1)を参考に項目立てすること。
10	(4) 計画工程表 (様式15)	・電力供給予定日までの計画工程を記載すること。 ・各種申請手続き、現地調査、実施設計、設置工事等、事業の進捗に重要な項目について明記すること。
11	(5) 事業実施に必要な行政手続き等 (6) 事業の採算性 (様式16)	・本事業の実施に必要な行政手続きについて記載すること。 ・資金計画及び事業期間中の長期収支計画について記載すること。
12	2_事業実施体制	
	(1) 事業全体の実施体体制 (2) 工事における計画及び実施体制 (様式17-1)	・事業全体の実施体制について、各役割分担等を含めて記載すること。 ・設計、施工、工事監理の計画と実施体制及び役割分担について記載すること。
	(3) 維持管理・メンテナンス等の計画及び実施体制 (4) 故障・緊急時の対応内容及び実施体制 (様式17-2)	・維持管理・メンテナンス等の計画及び実施体制について記載すること。 ・故障発生及び災害発生時等、緊急時の対応内容及び実施体制について記載すること。
	(5) 配置予定者の資格・経歴等調査票 (様式17-3)	・配置予定者が有する資格、類似業務に関する実務経歴、担当する業務について記載すること。
	(6) 資格者証(写)	・配置予定者が有する資格証(写)を添付すること。 (6 参加資格要件(6)参照)
16	3_地域貢献、情報発信に関する事項 (様式18)	・周辺地域の生活環境等に対する配慮について記載すること。 ・大規模災害におけるエネルギーセーフティネットとしての提案について記載すること。 ・自転車施策と連携し、脱炭素化について効果的に情報発信できる取組について記載すること。
17	4_経済波及効果 (様式19)	・資材調達に際しての地元企業への経済波及効果について記載すること。 ・施工・維持管理における市内企業との連携につい

		て記載すること。
18	5_その他提案事項 (様式20)	・本事業の実施にあたり「特筆すべき提案事項」について記載すること。

9 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和8年8月17日(月)から8月28日(金)まで

ただし、窓口での配布は、配布期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時15分

(2) 配布方法

- ・市ホームページからのダウンロード

【URL】 <https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyous/>

- ・配布場所での直接受け渡し

【配布場所】前記「6 担当部署」

10 参加表明

参加者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、
A4縦長ファイルに閉じたもの1部を持参又は郵送すること。

(1) 提出期限

令和8年8月31日(月)から9月10日(木)まで午後5時15分時まで(必着)

(2) 提出場所

前記「6 担当部署」

(3) 提出書類

「8 提出書類(参加表明書他)」のとおり

※提出書類の省略

次に該当する場合は、以下の書類提出を省略することができる。

- ・単独で参加する場合 : 書類番号2～4
- ・今治市競争入札参加者資格を有している者 : 書類番号7、8、10、11、12
- ・建設業の許可を受けていない者 : 書類番号12
- ・現地見学を希望しない者 : 書類番号15

(4) 提出方法

参加表明書等の提出方法は、次のとおりとする。

【持参する場合】

午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日を除く)

【郵送する場合】

封筒の表面に「今治市内レンタサイクル施設 太陽光発電設備等設置事業
参加表明書等在中」と記載し、書留郵便等の配達記録が残るように送付
すること。また、郵送後「6 担当部署」に提出した旨を電話連絡する

こと。

(5) 参加資格審査結果の通知・基礎資料の提供

参加資格の審査結果は、市から参加者（コンソーシアムの場合は代表事業者）に電子メールで通知する。また、通知後電話により受信確認を行う。

参加資格を有すると認められた者には、提案要請書と合わせて、基礎資料（導入予定施設の年間使用電力量の30分デマンド値、年間使用電力量及び年間電気料金（令和7年3月から令和8年2月までの電気料金請求書の実績値）、建築図、電気設備図、構造計算書、計画通知書、E-バイク用バッテリーの規格及び貸出実績（令和7年3月から令和8年2月までの貸出実績、同時充電台数等）を配布するものとする。（DVD-Rは各応募者が持参すること。）

11 企画提案書の提出

提案者は、提案書に次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに閉じたもの11部（正本1部、副本10部）を持参又は郵送すること。

(1) 提出期限

令和8年9月24日（木）から令和8年10月6日（火）まで（必着）

(2) 提出場所

前記「6 担当部署」

(3) 提出書類

「8 提出書類（企画提案書）」のとおり

(4) 提出方法

【持参する場合】

午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く）

【郵送する場合】

封筒の表面に「今治市内レンタサイクル施設への太陽光発電設備等導入事業 提案書在中」と記載し、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。
郵送後、「6 担当部署」に提出した旨を電話連絡すること。

(5) 留意事項

ア 提案は、提案者1者につき1件を上限とする。

イ 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出後の提案内容の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りでない。

12 選定方法

選定は、「今治市内レンタサイクル施設への太陽光発電設備等導入事業 プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行い、別紙3「評価項目及び評価基準」により優先交渉権者を選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を

選定する。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による選定を実施することがある。

（2）第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、別紙3「評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付け、最高得点を挙げた者を優先交渉権者として選定する。なお、最高得点を挙げた者が2人以上いる場合は、①に該当する者を、①が同得点の場合は、②に該当する者を候補事業者とする。

① PPA単価の合計額が最も安価な者

② 評価項目（2）企画提案力の得点が最も高い者

プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡する。

（3）参加者が1者の場合の審査

参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、優先交渉権者として選定する。

13 選定結果の通知

（1）第1次審査（書類審査）

選定結果は、全ての提案者に書面で通知する。なお、審査の過程は公表しない。
また、第1次審査通過者には、ヒアリング等を実施する旨を書面及び電子メールで通知する。

（2）第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

選定結果を書面及び電子メールにより第2次審査の参加者全員に通知する。

14 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

（1）参加資格要件を満たしていない場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（4）提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

（5）見積金額（PPA単価）の金額が、見積限度額を超えた場合

（6）企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

（7）追加資料の提出を求めた場合において、正当な理由なく提出されない場合

（8）説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

- (9) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (10) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (11) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語や通貨等は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

ア 本提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

イ 災害の発生等、緊急やむを得ない理由により本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

ウ 事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合、当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、又は再公募を行うことがある。その場合、当該事業者に対して損害賠償請求を行うことがあるので留意すること。

(3) 著作権等の権利

ア 提案書の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

イ 提案者は、本市に対し、提案者が提案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4) 情報公開

ア 市は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定による請求に基づき第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

イ 次に掲げる事項について、今治市ホームページ等において公表する。

(ア) 事業名

(イ) 事業期間

(ウ) 選定した契約候補者の名称

(エ) 選定の理由及び結果

(オ) 担当課の名称

(5) 提案書、提出書類及び資料の取扱い

ア 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。

イ 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

ウ 採用となった提案については、提案内容の一層の充実を図るため本市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(6) その他

ア 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

イ 本市が提供する資料は、本事業の応募以外の目的で使用してはならない。

ウ プロポーザル選定委員会の委員が関係する事業者は参加できない。

エ 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの今治市の上承を得なければならない。